

事 務 連 絡
令和元年 5 月 3 1 日

各都道府県 一般廃棄物主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設の長寿命化への取組について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）¹が策定され、各インフラの管理者は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているところです。

また、環境省では、基本計画を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 28 年 3 月。以下「環境省行動計画」という。）²を策定したところであり、環境省行動計画において、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は、個別施設計画を策定し、着実に実施することとされているところです。

そのため個別施設計画を未策定の施設については、基本計画及び環境省行動計画の趣旨を十分に御理解いただき、令和 2 年度までのできるだけ早期に個別施設計画を策定いただくようお願いいたします。

また、従前より環境省では「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しているところ、個別施設計画と長寿命化計画の関係性について、一般廃棄物処理実態調査においても、同一のものとして扱って差し支えない旨、示しており、昨年 6 月に行われた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても、その旨周知しているところです。

今般、平成 30 年度に実施した個別施設計画を策定している市町村等を対象としたアンケート調査（以下「平成 30 年度調査」という。）をとりまとめ、個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定状況及びその効果等について共有することとし、また、長寿命化を行う上で欠かすことのできない、廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号及び同条第 2 項第 12 号並びに第 5 条第 1 項に基づく機能検査及び精密機能検査についても、手引きとの整合を図る形で整理いたしましたので周知いたします。

¹ インフラ長寿命化基本計画は内閣府ホームページ、²環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）は環境省ホームページにそれぞれ掲載されているので、適宜参照されたい。

1 インフラ長寿命化基本計画本文…http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

2 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）本文…<http://www.env.go.jp/other/infra/infra1.pdf>

貴都道府県においては、下記について、貴管内市町村等に対し、遺漏なきよう周知をお願いします。

記

1 個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定対象施設

廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）第 2 条の 5）に該当する、地方公共団体が所管・管理する一般廃棄物処理施設（施行令第 2 条の 5 第 1 号）※を対象とする。個別施設計画（又は長寿命化総合計画）が未策定の施設におかれては、令和 2 年度までに策定されたい。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が整備する廃棄物処理施設（施行令第 2 条の 5 第 5 号）を含む。なお、最終処分場は除く。

2 個別施設計画策定に関する平成 30 年度調査結果

（1）個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果

個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果については、以下の図 1 のとおりまとめているところ、回答のあった施設のうち約 7 割でコスト削減や業務効率化等の効果があったと回答があった。

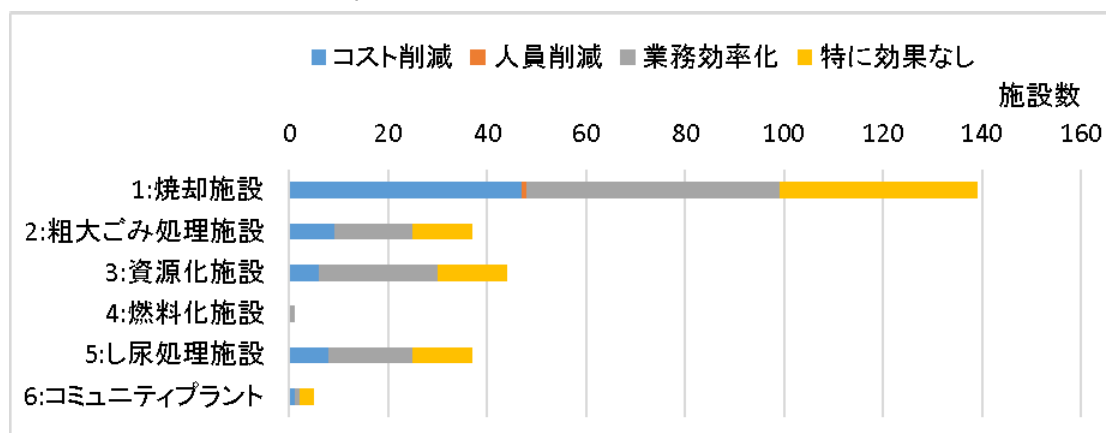


図 1 個別施設計画策定の効果

（2）個別施設計画（長寿命化総合計画）策定に係るコスト及び従事した人数等

計画策定にかかる外部委託費用等のコスト及び従事した人数等については、以下の図 2～5 のとおりとなっており、外部委託を行っている 7 割以上の施設で 600 万円以下の委託費用で行っていることや、職員 2 名以下で策定業務を行っている施設が多かった。また、個別施設計画策定に要する期間として、6 ヶ月～12 ヶ月という施設が多かった。一方で従事日数の分布は多岐にわたっていた。また、計画策定の際には、図 6 のように、「維持管理補修履歴収集整理」が最も人的コストをかけており、次いで「維

持管理補修工事費の実績整理」「健全度の評価、劣化の予測」が続いた。また、個別施設計画を策定する際において手引きが有用であったとの回答も数多くあった。

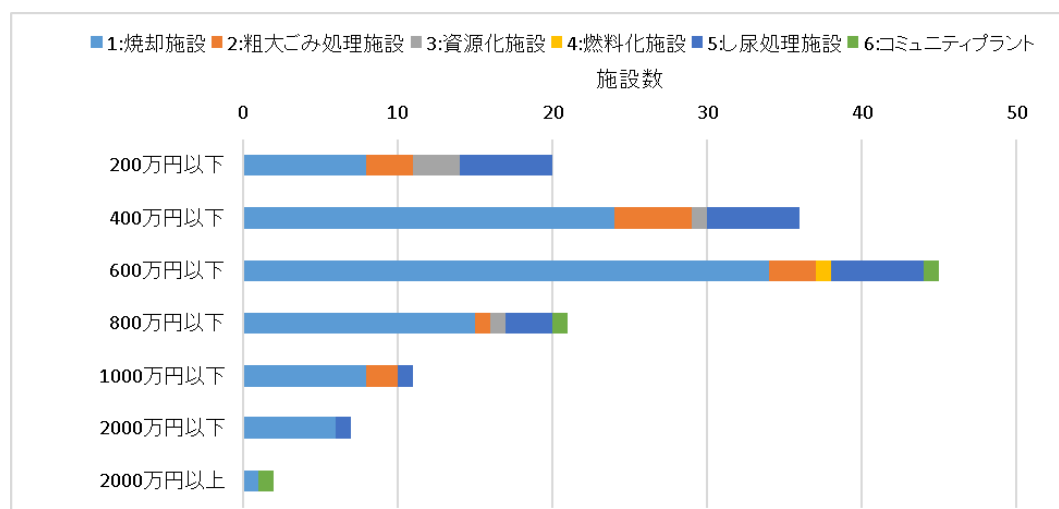


図2 個別施設計画策定を外部委託する際の費用

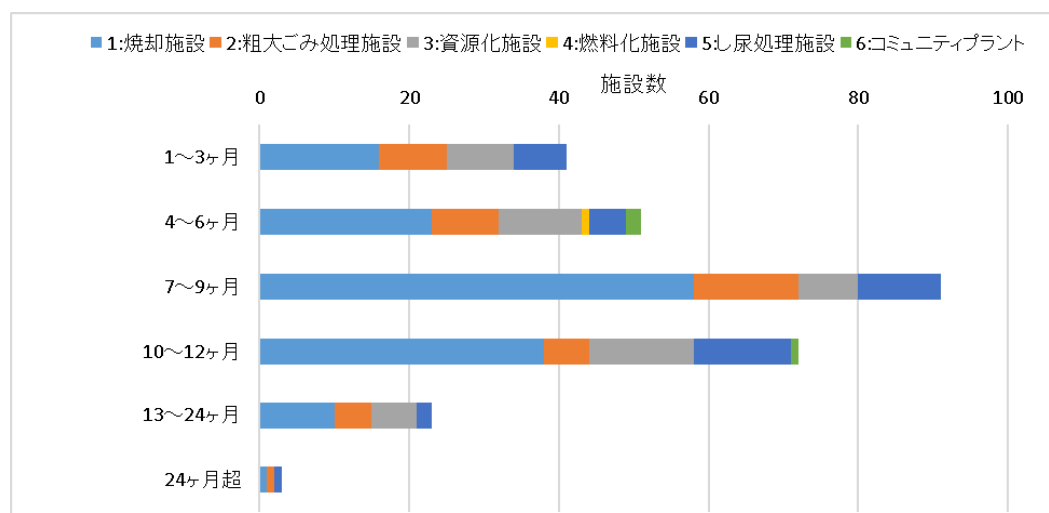


図3 個別施設計画策定に要する期間

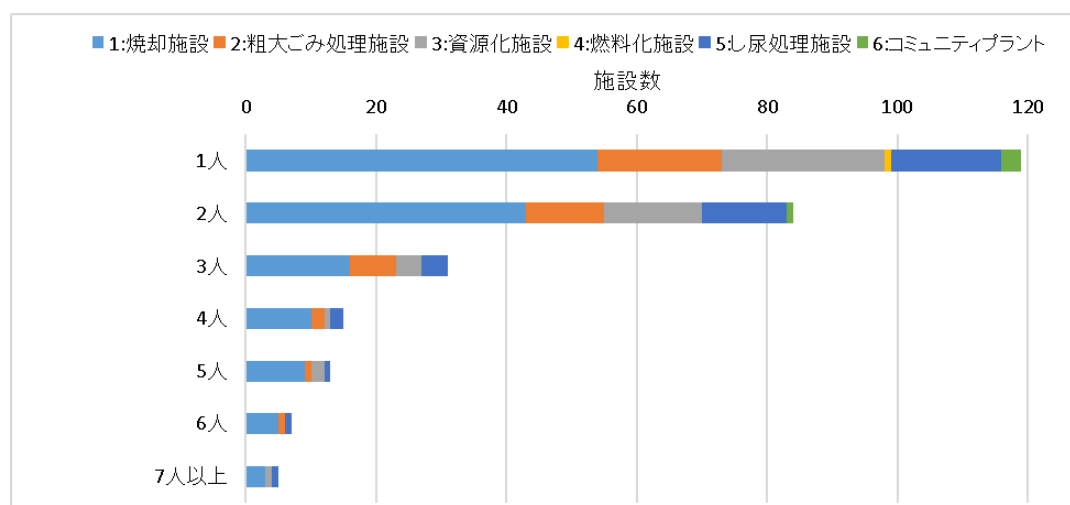


図4 個別施設計画策定時に主に従事した人数

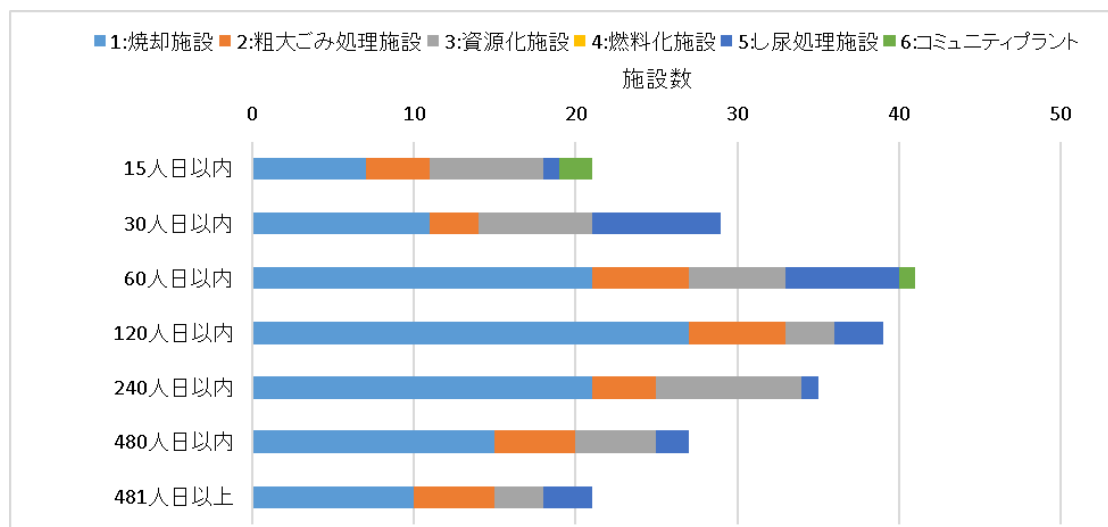


図5 個別施設計画策定に関わった職員の従事日数

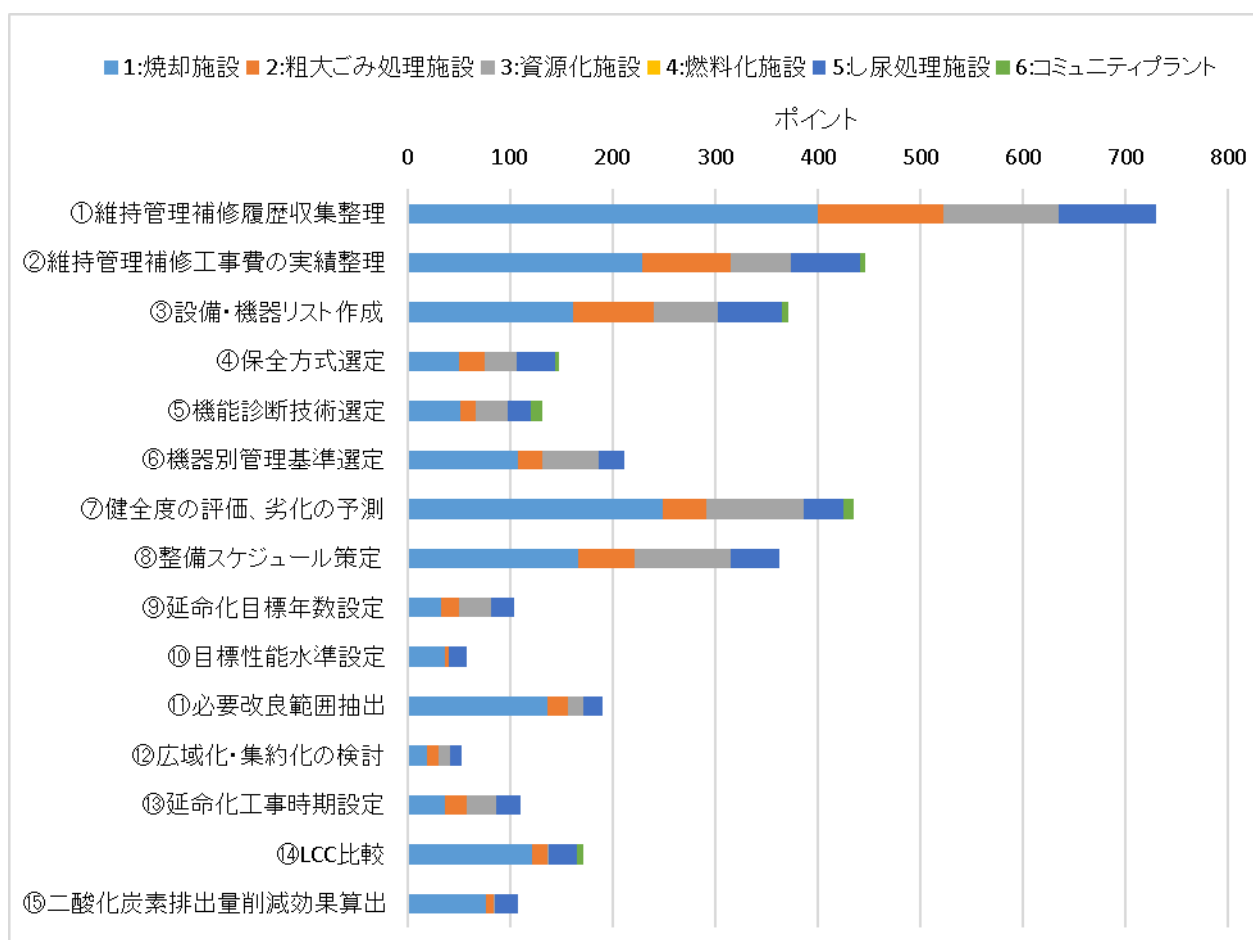


図6 計画策定時に最も人的コストをかけた項目
(※コストをかけた順番にポイント化)

(3) 個別施設計画における記載項目

策定されている個別施設計画において、多くの地方公共団体において盛り込まれている項目をとりまとめた。従事する人数や予算の制約等がある場合であっても、例えば、下記ア～ケの項目を盛り込むことにより、個別施設計画として一定の効果が得られるものと考えられる。

- ア 維持管理補修履歴収集整理
- イ 維持管理補修工事費の実績整理
- ウ 設備・機器リスト作成
- エ 保全方式選定
- オ 機器別管理基準選定
- カ 健全度の評価、劣化の予測
- キ 整備スケジュール策定
- ク 延命化目標年数設定
- ケ 延命化工事時期設定

3 機能検査及び精密機能検査の確実な実施等

平成30年度調査において、機能検査及び精密機能検査を実施していないと回答した施設はそれぞれ2割を超えていた。当該検査は法定検査であり、これを徹底するのは施設管理者の義務であることから、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いする。また、手引きにおける機能診断調査との関係が不明確であるとの指摘もあることから、表1及び図7のとおり改めて整理を行った。加えて、機能診断調査と機能検査及び精密機能検査の関係を考慮した場合、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な調査・検査という観点から、両者の調査・検査内容は一部で重複しており、機能診断調査により整理・蓄積された個別機器のデータ及び評価結果や、日常点検等を組み合わせることで、機能検査及び精密機能検査として位置づけることが可能である。実際に機能検査等を行う場合は表2～4を参考に、効率的な検査を行っていただくようお願いする。

表 1 機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の概要

	機能診断調査	機能検査	精密機能検査
法的根拠	—	廃棄物処理法施行規則 第 4 条の 5 第 1 項第 14 号	廃棄物処理法施行規則 第 5 条
位置付け	劣化予測・故障対策を的確に行うため、 <u>主要な設備・機器</u> について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたうえで定期的に実施する。 (手引きより)	<u>施設</u> の適正な維持管理にあたって、(中略)施設の機能状況、施設の耐用の度合い等を把握するために必要な機能検査。この実施により、稼働状況を常に適切に保持するために実施する。 (環整 45 号より)	ごみ処理 <u>施設</u> およびし尿処理 <u>施設</u> の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置の状況等を調査し、(中略)処理負荷および処理機能を検討するとともに、(中略)必要な改善点を指摘する。 (環整 95 号より)
項目、内容	—	廃棄物の質、量の把握。 ばい煙、放流水、灰等の組成分析。	表 2 に示す。
頻度	—	毎年 1 回以上	3 年に 1 回以上
備考	施設を構成する主要設備・機器に対し実施する調査するもの。 調査項目、内容は設備・機器毎に適切なものを選定する。	施設の維持管理が適切に行われていることを検査するもの。 機能診断調査による一部測定データ(例：排ガス、排水、灰等)は、施設の機能状況を把握する機能検査として活用可能。	施設全体の機能状況を検査するもの。 適切な維持管理を行った結果として、施設の機能がどのように発揮されているかを評価し、必要に応じて改善点を指摘する。 機能診断調査による一部測定データや評価結果は、精密機能検査に活用可能。

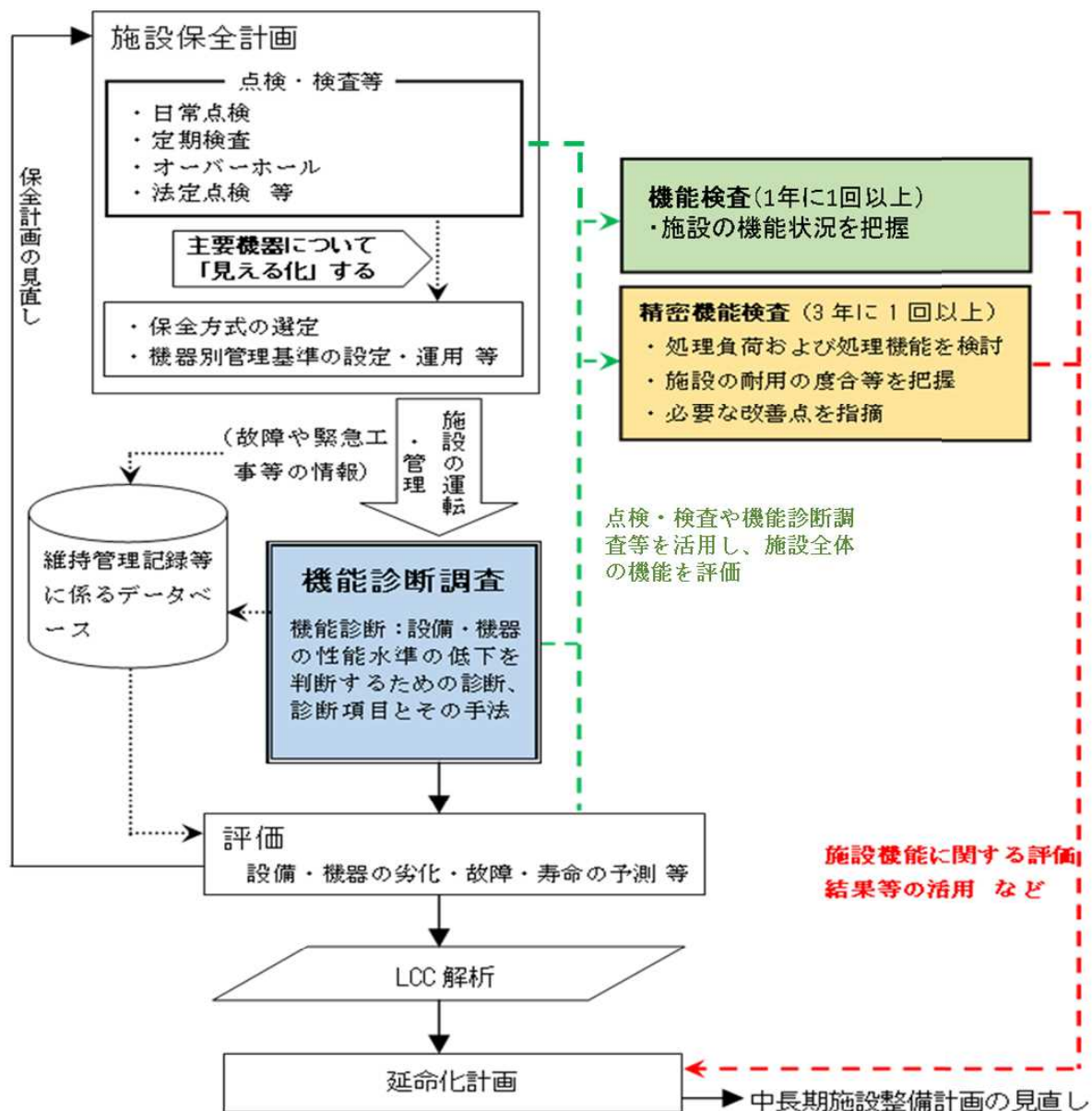


図7 施設の長寿命化における機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の関係

表2 精密機能検査の調査項目（ごみ焼却施設の例）（環整95号）

精密機能検査		
項 目		調 査 内 容
1 施設の概要		施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。
2 運転管理実績	(1) 運転管理実績	月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。
	(2) 作業状況	投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。
	(3) ごみ質等検査	ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SO _x 、NO _x 、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。
	(4) 処理条件と処理効果	投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。
3 設備、装置等の状況	(1) 書類調査	基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。
	(2) 設備装置等の検査	各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。
	① 土木、建築設備	各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。
	② 機械設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。
	③ 電気設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。
	④ 配管、弁設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。
	⑤ 耐火構造設備	炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。
	⑥ その他	全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。
4 改善点の指摘		以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

表 3 機能診断調査に活用する診断技術例(ごみ焼却施設)

適用可能な設備・機器	診断項目	測定項目	診断技術	定期/異常時	実施頻度
ごみクレーン(レール、ガー タ)火格子、火格子支柱・ 梁、回転機器(軸)等	減肉、摩耗、変形、偏 芯	長さ、歪、隙間 (鋼尺、ピアノ線、コン ベックス、トランシット、 ノギス、ダイヤルゲー ジ等)	寸法測定	定期	1年~4年
投入ホッパ、火格子ホッ パ・シュート、灰冷却水槽、 コンベヤ、風煙道、煙突、 ボイラーチューブ、蒸気管 等	減肉、摩耗、腐食	肉厚	超音波法	定期	1ヶ月~5年
炉、減温塔、バグフィルタ、 ポンプ・モータ、電気機器・ 盤など	ケーシング温度異常 時、耐火物、断熱材等 減耗・脱落、低温腐 食、回転体軸受温度異 常時、ケーブル端子緩 み等	表面温度/同分布	サーモグラフィ ー/接触温度 計・放射温度計 則	定期/異常時	1年/随時
ボイラー、空気予熱器等	破孔、リーク	水頭	水圧検査法	定期/異常時	2年/随時
ボイラー、タービン等	内部欠陥	欠陥	超音波探傷法 (UT)	定期/異常時	4年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥	傷	磁粉探傷法 (MT)	定期/異常時	10年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥(亀裂)	傷	浸透探傷法 (PT)	定期/異常時	2年/随時
ボイラー等(金属材料)	腐食、製造欠陥、材料 欠陥	マクロ観察(溶接不 良、ブローホール)、ミ クロ観察(組織の色・ 形)	顕微鏡による材 料観察	異常時	随時
ボイラー等	内部欠陥	ブローホール、溶接不 良など(欠陥観察)	放射線透過探 傷法(RT)	異常時	溶接検査時
配管、ボイラー、他伝熱管	腐食、減肉、閉塞	目視	管内検査(ファイ バースコープ)	定期/異常時	10年/随時
配管、煙道、バグフィルタ	詰まり	圧力計の圧力差	圧力損失法	定期/異常時	日常/随時
バグフィルタ(ろ布)	強度劣化、目詰まり	引張、伸び率、通気度	ろ布分析	定期	1年
触媒	劣化、破損、故障、腐 食	NOx、付着成分など	分析法	定期	1年~3年
純水装置(樹脂)		電気伝導度		異常時	随時
油圧装置、タービン油等		油性状		異常時	随時
排ガス・排水・灰等(各処 理装置)、油入トランス絶 縁油ガス等		ガス、水、灰等(成分、 金属元素)		定期/異常時	1年/随時
回転機器		ガス、水、灰等(成分、 金属元素)		定期/異常時	1年/随時
回転機器	バランス不良、軸不 良、軸受け不良	回転数に応じ速度、加 速度、周波数等	振動法	定期/異常時	1ヶ月~1年 /随時
回転機器	軸受け不良	温度	温度測定	定期	日常
回転機器(軸)	偏心	距離(偏心量)	レーザー	定期	1年~4年
回転機器、スチームトラッ プ、タービン排気管	軸受け不良、流体の流 れ、ギア異常時、ター ビン排気真空度劣化場 所特定	熟練者による聴音器・ 棒の音	音響法	定期/異常時	日常~1ヶ月 /随時
回転軸、湿式洗煙装置等	強度劣化、フレックラ イニング劣化	くぼみの大きさ(ビッカ ースの場合)	硬度試験	異常時	随時
コンベヤなど(トルク設定)	トルク計測	金属変形による抵抗 値の変化	ストレインゲー ジ法	異常時	随時
高圧・低圧電動機、発電 機、電気式溶融炉給電部	絶縁劣化	抵抗値	絶縁抵抗試験	定期	1年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	漏れ電流、抵抗値など	直流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	電流-電圧特性	交流電流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、モ ールド変圧器	絶縁劣化	放電電荷、パルス発 生頻度など	部分放電試験 (コロナ法)	定期	5年/随時
機械、構造物等	金属の傷や巣、ボルト の緩み	打撃音、感触	ハンマリング法 (簡易)	定期	日常

表4 機能診断調査に活用する診断技術例(し尿処理施設・機械設備)

適用可能な 設備・機器	診断技術及び 診断手法	測定項目	診断項目	実施頻度
高速回転機器	振動法	振動速度、加 速度、周波数	回転バランス不良、回転 軸不良、軸受け不良	定期／ 異常時
回転機器	音響法	熟練者による 聴音器・棒の音	軸受け不良、流体の流 れ、ギア噛合い異常	定期／ 異常時
汚泥配管、污水配管	超音波流速計	流体流速	配管内閉塞	定期／ 異常時
膜分離装置、ろ過装置、活性炭 吸着装置、生物脱臭装置、薬 液洗浄塔、配管・ダクト	圧力損失測定	配管・ダクト内 の圧力	設備機器の閉塞異常、 配管・ダクト閉塞	定期／ 異常時
回転機器	温度測定	温度	軸受け不良	定期／ 異常時
焼却炉、乾燥装置、熱風炉、脱 臭炉	接触温度測定	表面温度	ケーシング温度異常、耐 火物・断熱材減耗、ひび 割れ	定期／ 異常時
受変電盤、動力制御盤、発電 機及び設備機器全般	絶縁抵抗測定	抵抗値	主回路全体の対地絶縁 特性	定期／ 異常時
電動機	電流測定試験	電流値	電流値の異常(過負荷な ど)	定期／ 異常時
主要設備機器	水質分析法	水質、汚泥の 分析	処理工程性能遵守確認 と異常の発見	定期／ 異常時

以上

(問い合わせ先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 調査係

TEL 03-3581-3351 (内線 6826)

FAX : 03-3593-8263

E-Mail : hairi-haitai@env.go.jp

環廃対発第 081017003 号
平成 20 年 10 月 17 日
一部改正
環循適発第 2103031 号
令和 3 年 3 月 3 日
一部改正
環循適発第 2211073 号
令和 4 年 11 月 7 日
一部改正

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物処理施設の財産処分について

循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設の財産処分については、平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。）に基づき行うほか、以下のとおり取り扱うこととするので、貴管下市町村等に対し周知願います。

なお、令和 4 年 11 月 7 日から適用します。

第 1 財産処分の処分方針

廃棄物処理施設については、建物、構築物、機械装置類が有機的に結合し、その機能を果たしていることから、個々の設備等の耐用年数をもって判断するのではなく、財産処分する施設を一体的なものとし、これまで加重平均耐用年数（施設に含まれる設備等の耐用年数ごとに工事費の重み付けを行い、施設一体として算出した耐用年数。以下同じ。）と経過年数の比較により、補助目的を達成しているか否かを判断してきたところであるが、今後においては、承認基準に基づき手続きを行うこととする。

また、承認基準「第 3 国庫納付に関する承認の基準」に定める「国庫納付に関する条件を付して承認する場合」に該当する財産処分を行う場合については、従来のとおり、加重平均耐用年数を用いて補助目的が達成しているか否かを判断することとする。

第 2 財産処分の特例

1 市町村合併に係る法律に基づく財産処分について

承認基準「第 2 承認の手続」の包括承認事項（1）のイに定める、市町村合併に係る法律に基づく計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成 16 年法律第 5

9号)第6条の規定に基づく「合併市町村基本計画」とする。

なお、市町村合併の計画に基づいて行われる財産処分(包括承認事項)は、「市町村建設計画」又は「合併市町村基本計画」の「公共的施設の統合整備に関する事項」等に具体的な記載がなされているものとする。

また、これら計画に特段の記載がない市町村合併に伴う財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により申請することとし、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」の定めに基づき、環境大臣が適当であると個別に認める場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

2 包括承認事項以外の財産処分について

(1) 包括承認事項と同様の取扱を行う財産処分

承認基準「第2 承認の手続」に定める包括承認事項に基づくもののほか、次に掲げる財産処分についても、環境大臣の承認があったものとして包括承認事項と同様の取扱とする。

① 災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

市町村が災害により発生した産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式1を添付することとする。

また、この報告をもって災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となるものではない。

ア 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

イ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとする。

② 高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

市町村が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条及び第23条の規定に基づき患畜等の処理を行う者から、患畜等を受け入れ処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式2を添付することとする。

ア 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第30条に定める基準に従って処理を行うものであること。

イ 患畜等の所有者において、家畜伝染病予防法に従った患畜等の処理を行うことが困難であること。

ウ 患畜等を受け入れることにより、日常の一般廃棄物処理に支障を生じさせないように配慮すること。

エ 患畜等を受け入れる期間をあらかじめ明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書(様式4)を提出すること。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

(2) 国庫納付に関する条件を付さない財産処分

承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める、「1. 地方公共団体が行う財産処分」の「(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合」に該当する財産処分のほか、産業廃棄物の適正処理の推進に資するため、市町村が一般廃棄物に加え新たに産業廃棄物(上記(1)①に該当するものを除く。)を一般廃棄物処理施設で処理する場合であって、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものとして環境大臣が承認

した財産処分については、国庫に納付する旨の条件を付さずに承認するものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により行うこととし、本通知の様式3を添付することとする。

ア 当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。

イ 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

ウ 受け入れる産業廃棄物処理量は、一般廃棄物処理量を超えないこと。

エ 産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこと。

オ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとし、あらかじめその期間を明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出すること。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

第3 加重平均耐用年数を用いる財産処分

承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める、「1. 地方公共団体が行う財産処分」であって、「（2）国庫納付に関する条件を付して承認する場合」においては、承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きにより、加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断することとし、次に掲げる1又は2のいずれかの方法により財産処分納付金額を算出するものとする。

なお、解体を伴わない財産処分については、解体経費を「0」として算出するものとする。

1 経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められないことから、財産処分する施設等に係る工種毎の国庫補助額に、処分制限期間に対する残余年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下、「残余年数納付金額」という。）を財産処分納付金額とする。

2 経過年数が加重平均耐用年数を上回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められることから、さらに評価額と解体経費との比較を行い、評価額が解体経費を下回る場合は、国庫納付を要しないが、評価額が解体経費を上回る場合においては、評価額から解体経費を差し引いた金額に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額を財産処分納付金額とする。

ただし、残余年数納付金額を上限額とする。

3 財産処分完了報告の提出について

加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断し、財産処分納付金額を算出する場合については、当該施設の解体完了後、再度、評価額と解体経費の比較等を行い、財産処分納付金の有無及び納付額を確定させるため、1ヵ月以内に廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出することとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

第4 その他

1 環境大臣が定める期間を経過した施設の取扱について

補助金等の交付を受けて整備した廃棄物処理施設において、個々の設備等が処分制限期間を全て経過した場合の財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」は不要

とする。

ただし、廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式４）を提出することとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

２ 財産処分の承認申請及び報告の手続について

承認基準及び本通知に基づき財産処分の承認申請及び報告の手続きを行う場合には、それぞれ定められた様式を所管都道府県知事に提出し、所管都道府県知事は内容を確認又は審査し、関係書類を添えて環境大臣に提出するものとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

なお、財産処分の手続きを行うに当たっては、当分の間、事前に当課あて協議を行うこととする。

(様式 1)

災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の
財産処分（目的外使用）

1. 目的外使用の内容

(1) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(2) 産業廃棄物の処理量 t / 日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日
イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日
(年 ヲ月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位：t/日)

	处理能力 (A)	处 理 量 (B)	差引处理能力 (A－B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注) ・把握している直近の過去３年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

$$\text{・ 処理量 (t / 日)} = \text{年間処理量} / \text{年間稼働日数}$$

(添付書類)

(1) 災害状況に関する資料

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式2)

高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき
一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における詳細な発生状況等を記述すること】

(2) 高病原性鳥インフルエンザの患畜等の処理量

t/日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日
イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日
(年 ヶ月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A - B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注) ・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量 (t/日) = 年間処理量/年間稼働日数

(添付書類)

(1) 当該地域における高病原性鳥インフルエンザの患畜等に関する資料

【発生場所の見取り図面等】

(2) その他参考となる資料

(様式 3)

産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における産業廃棄物の処理の必要性等を詳細に記載すること。】

(2) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(3) 産業廃棄物の処理量 t / 日 （総計画処理量 t）

(4) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日

イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日

(年 ヶ月)

(5) 産業廃棄物処理の費用【費用を徴収する場合に記載】

ア 費用徴収単価 円 (1 t 当たり概算)

【排出者責任、施設の管理・運営費、処理量等を勘案し、処理費用として適切なものであること。】

イ 積算根拠

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A - B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注) ・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数

(添付書類)

(1) 地域の産業廃棄物の処理状況を客観的に説明できる資料

【当該地域における産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがある根拠を受入業者の処理能力等を一覧として示すこと。】

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式 4)

〇〇〇 第 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

事 業 者 名

廃棄物処理施設（〇〇〇施設）の財産処分完了報告について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け環循適発第〇〇〇〇号で承認のあった標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 2 条の規定に基づき別紙のとおり報告する。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）